○東北地方整備局告示第８９号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成１９年６月５日

東北地方整備局長　坪香　伸

第１　起業者の名称　福島県

第２　事業の種類

二級河川藤原川水系湯本川改修工事（床上浸水対策特別緊急事業・福島県いわき市常磐関船町地内から同市常磐湯本町地内まで）

第３　起業地

１ 収用の部分　福島県いわき市常磐関船町上古宿、古宿、塚ノ越、宿内、上関、諏訪下及び迎並びに常磐湯本町栄田、天王崎、向田及び三函地内

２ 使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、左岸側福島県いわき市常磐関船町上古宿地内から同市常磐湯本町傾城地内まで及び右岸側同市常磐関船町宿内地内から同市常磐湯本町宝海地内までの延長2,550m区間（以下「本件区間」という。）を全体計画とする「二級河川藤原川水系湯本川改修工事（床上浸水対策特別緊急事業)」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第５条に規定する二級河川に関する工事であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

二級河川藤原川水系湯本川（以下「湯本川」という。）は、河川法第５条の規定により福島県知事が指定した河川であり、同法第10条の規定により福島県が湯本川の河川管理者であることから、起業者は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

湯本川は、いわき市北西部の湯ノ岳を水源とし、ほぼ東側に向かって流下した後、ＪＲ常磐線及び一般国道６号に近接して南下し、二級河川藤原川に合流する流路延長7.58㎞、流域面積11.28㎢の河川である。

本河川がＪＲ常磐線及び一般国道６号に近接して流下するいわき市常磐湯本町地内及び同市常磐関船町地内（以下「常磐湯本地区」という）の区間の周辺は、いわき湯本温泉の旅館やホテルのほか、ＪＲ常磐線湯本駅、いわき市役所常磐支所等の公共施設をはじめ、店舗及び人家等が密集している。

しかしながら、常磐湯本地区を含む二級河川藤原川との合流点から上流側3,710ｍ区間は、全川を通して河川断面が極端に狭小であるうえ、河道が鋭角に屈曲する箇所や湾曲している箇所があり、良好な流水の流下が阻害されている。特に、ＪＲ常磐線及び一般国道６号並びに市道の構造物によって河川断面が極端に狭窄な箇所では、「二級河川藤原川水系河川整備計画」（平成18年12月策定。以下、「整備計画」という。）における基本高水流量が150㎥/秒（藤原川合流前）及び110㎥/秒（浅貝川合流前）であるのに対し、河道流下能力がそれぞれ24.9㎥/秒及び9.8㎥/秒と極端に不足している。

このため、豪雨や出水の際には浸水被害を繰り返しており、特に、平成５年11月の集中豪雨による洪水では、床上浸水397戸、床下浸水188戸、一般資産被害額約23億９千万円の甚大な被害が発生し、平成10年10月の集中豪雨による洪水でも、床上浸水55戸、床下浸水26戸、一般資産被害額約３億６千万円もの被害が発生している。

このような状況に対処するため、順次改修工事を進めており、二級河川藤原川との合流点から上流側1,160ｍ区間については、既に工事が完了している。

本件事業は、浸水被害の発生を防止することを目的として、改修工事が完了していない本件区間について、河道掘削による河川断面の拡大及び河道法線の是正を実施するとともに、洪水時に一時的に流水を貯留する調整池を設置するものである。本件事業の完成により、流下能力の向上が図られるとともに、調整地によって洪水時に22㎥/秒のピーク流量がカットされ、整備計画で定める計画高水流量を安全に流下させることが可能となり、改修工事が完了している区間と相まって浸水被害を未然に防止し、流域住民の生命及び財産の安全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため実施されていないが、起業者が平成15年５月に任意で行った調査によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により起

業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本件区間の氾濫による浸水被害の軽減を主な目的として、河道掘削による河川断面の拡大及び河道法線の是正を実施するとともに、調整池を設置するものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

改修の方法としては、堤防の嵩上げ又は引堤により河川断面を拡大することも考えられるが、近接するＪＲ常磐線及び一般国道６号に多大な影響を及ぼすとともに、多数の住家等の移転を要するなど莫大な費用を要するため現実的なものではなく、現川の河道掘削を基本とすることが妥当と認められる。

具体の改修方法については、現川の河道掘削のみを実施する案、家屋連たん部を回避する捷水路を設置するとともに河道掘削を実施する案並びに調整池を設置したうえで捷水路の設置及び河道掘削を実施する案（申請案）の３案について検討が行われている。申請案を他の２案と比較すると、調整池の設置により取得必要面積が多いものの、川幅の拡大を伴わないため他の２案で必要となる跨線橋の架け替え及び一般国道６号の移設を要さないこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件区間は流下能力が著しく不足し、浸水被害を繰り返していることから本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、いわき市長をはじめとする沿川住民等からなる「藤原川水系河川改良推進期成同盟会」及び湯本川の維持管理・利活用を進めている市民団体である「湯本川を愛する市民ネットワーク」から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認

められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

福島県いわき市役所